

ID: 1014

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	長屋の各戸等の出入口と道路との関係に係る特例の認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	山口県建築基準条例 第20条第3号		
例規番号	昭和47年 山口県条例第42号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(長屋の各戸等の出入口と道路との関係)</p> <p>第20条 長屋の各戸又は共同住宅の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、長屋又は共同住宅(以下「長屋等」という。)で次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以内の長屋等であつて、その主要な出入口が道路に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しているもの</p> <p>(2) 耐火建築物又は準耐火建築物であつて、その主要な出入口が道路に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路に面しているもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めたもの</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日